

【受動喫煙対策】 介護保険事業者向け準備ブック



「健康増進法」及び「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」の解説

令和元年11月

千葉市保健福祉局健康部健康企画課

使用している用語について

- たばこ・・・たばこ事業法における製造たばこです。加熱式たばこも含まれます。
- 喫煙・・・たばこを燃焼・加熱し、煙や蒸気を発生させることです。
- 受動喫煙・・・他人のたばこの煙や蒸気にさらされることです。
- 管理権原者・・・所有者等の、施設の改修等を行うことができる権限を有する者です。
- 管理者・・・事実上現場の管理を行っているものです。
- 屋内・・・外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物で、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。これに該当しない場所は屋外となります。

受動喫煙対策の目的

受動喫煙による死亡者数は、日本全体で年間約1万5千人と推計されていて、受動喫煙により、脳卒中や肺がん等になるリスクが高くなるのが科学的に明らかになっています。受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、受動喫煙対策を行っております。



(受動喫煙を受ける人が、受けない人に比べ、病気になるリスクが何倍かを示したもの。)

脳卒中

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

肺がん

1.3倍

乳幼児
突然死症候群(SIDS)

4.7倍

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（通称：たばこ白書）」国立がん研究センターがん情報サービス

健康増進法と千葉市受動喫煙の防止に関する条例

■健康増進法の改正

改正前の「健康増進法」では、受動喫煙対策は、それぞれの施設での努力義務に留まっていたましたが、法改正により令和2年4月から多数の者が利用する施設について、**原則屋内禁煙**とすることが義務づけられました。

■千葉市受動喫煙の防止に関する条例

改正後の健康増進法では、既存の小規模飲食店であれば、喫煙可能とすることができますが、本市のアンケートにおいて、市民が最も受動喫煙を受けやすいのは飲食店でした。自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や、飲食店の従業員を受動喫煙から保護する必要があることから、平成30年9月に本市独自の規制を加えた条例を制定しました。令和2年4月から規制を開始します。

本市独自の規制は、次のとおりです。

- 1 行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙とします【努力義務】
- 2 既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可とします【罰則あり】
(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)
- 3 保護者は、20歳未満の者を受動喫煙から保護するものとします【努力義務】

管理権原者及び管理者の主な責務等

■喫煙をするための器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、灰皿等の喫煙をするための器具や設備を設置してはいけません。



■喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めてください。



■立入検査への対応

施設の受動喫煙対策の実施状況について、市が立入検査を行い、書類等の確認をしたり、関係者へ質問をする場合があります。これらに対する対応も管理権原者等の責務となります。

違反した場合は罰則（過料等）の対象となる場合があります。

1. 喫煙禁止場所で喫煙した者：30万円以下
2. 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具を設置した施設の管理権原者等：50万円以下
3. 各喫煙室の技術的基準違反をした施設の管理権原者：50万円以下
4. 各喫煙室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下
5. 健康増進法に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：20万円以下
6. 従業員がいるにも関わらず、喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権原者：5万円以下*
7. 条例に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：2万円以下*

*は条例に基づく罰則です。

従業員募集の時の明示【参考】

令和2年4月1日から、職業安定法施行規則により、従業員を募集する場合は、求職者等に対して「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」を明示しなくてはなりません。

施設の区分と規制内容

介護老人保健施設及び介護医療院

多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などが主に利用する施設として、健康増進法で病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎等とともに「第一種施設」とされ、原則敷地内禁煙です。

【規制内容】

- ①屋内は禁煙です。喫煙所を設けてはいけません。
- ②屋外は、特定屋外喫煙場所以外は禁煙です。



【特定屋外喫煙場所】

要件

- ①屋外に設けること（屋内に喫煙場所を設けることはできません。）
- ②禁煙場所と区画すること
- ③喫煙場所であることを記載した標識を掲示すること
- ④喫煙以外の目的で、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること（建物裏や屋上など）

※近くの建物の隣りを避けた場所にするといい配慮をお願いします。

吸うことができるたばこ

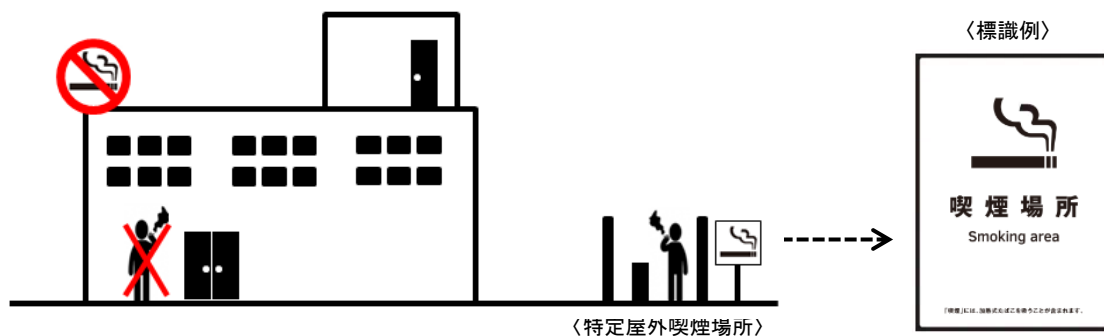
たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）

【規制開始】

規制は令和元年7月1日から始まっています。

【規制範囲】

「人の居住の用に供する場所」は、健康増進法の適用が除外されますが、介護老人保健施設及び介護医療院の個室は治療のための場所であることから、個室を含む全ての場所が規制の対象です。



介護老人保健施設及び介護医療院以外の介護保険施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設（公衆喫煙所、シガーバー等）以外の全ての施設（事務所、商業施設、サービス施設等）は、健康増進法で「第二種施設」とされます。

介護老人保健施設及び介護医療院以外の介護保険施設は、全てこの「第二種施設」に該当し、原則屋内禁煙です。

【規制内容】

- ①室内は、喫煙専用室（P 6へ）、加熱式たばこ専用喫煙室（P 7へ）以外は禁煙です。
- ②屋外に喫煙場所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣りの建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。

【規制開始】

規制は令和 2 年 4 月 1 日から始まります。

【規制範囲】

特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所等の個室は、「人の居住の用に供する場所」として、規制の適用除外となります。



屋内に各種喫煙室を設ける場合の技術的基準(共通)

喫煙室以外の場所（施設内や共用部分などの屋内）にたばこの煙が出ないように①～③のすべてを守ってください。

①壁や天井でおおわれた部屋にする。

②換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気する。

③喫煙室の出入口に、中に向けて毎秒0.2m以上の風を作る。

- ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井等で区画した上で、特定の階を喫煙室とすることができます。

技術的基準に関する経過措置

令和2年4月1日時点で既に存在している建築物は、管理権原者の責任とすることができない理由（建物の構造上、排気設備が設置できない等）で上記②の基準を満たせない場合、下記ア～ウのすべての機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置することで、基準を満たしたものとすることができます。

なお、この場合、喫煙ブースや施設の出入口に設置する標識に「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気している」旨を記載してください。

- ア 喫煙ブースの内部から第二種施設等の屋内に排気されること
- イ 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ウ 喫煙ブースより排気される空気の浮遊粉じんの量が0.015 mg/m³以下に浄化されていること

各種喫煙室の要件等

【喫煙専用室】

第二種施設、旅客運送事業鉄道・船舶の屋内に設置できる喫煙のためだけの部屋

要件

- ①専ら喫煙のために用いる部屋であること（飲食等の喫煙以外のことを行うことはできません。）
 - ②屋内の一部の場所に設けること（施設全部を喫煙専用室にはできません。）
 - ③喫煙室以外の場所(屋内)にたばこの煙が出ないように技術的基準（P5へ）を満たすこと
 - ④喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること
 - ・喫煙できる場所であること
 - ・20歳未満の者は立入禁止であること
 - ⑤施設の出入口の見やすい場所に喫煙専用室を設置していることを記載した標識を掲示すること
- ※④⑤の標識は喫煙専用室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

吸うことができるたばこ

たばこ全般（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ等）

設ける場合に守らなくてはならないこと

20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはいけません。

イメージ図



【加熱式たばこ専用喫煙室】

第二種施設、旅客運送事業鉄道・船舶に設置できる、加熱式たばこが吸える部屋

要件

①加熱式たばこのみ吸える部屋であること

(紙巻きたばこ等は吸えません。飲食など喫煙以外のことも行うことができます。)

②屋内の一部の場所に設けること(施設全部を加熱式たばこ専用喫煙室にはできません。)

③喫煙室以外の場所(屋内)にたばこの煙が出ないように技術的基準(P5へ)を満たすこと

④喫煙室の出入口の見やすい場所に下記を記載した標識を掲示すること

- ・加熱式たばこが喫煙できる場所であること
- ・20歳未満の者は立入禁止であること

⑤施設の出入口の見やすい場所に加熱式たばこ専用喫煙室を設置していることを記載した標識を掲示すること

※④⑤の標識は加熱式たばこ専用喫煙室を廃止した場合、直ちに除去しなくてはなりません。

吸うことができるたばこ

加熱式たばこ

設ける場合に守らなくてはならないこと

- ・20歳未満の者を加熱式たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはいけません。
- ・施設の広告・宣伝をするときは加熱式たばこ専用喫煙室があることを明示してください。

イメージ図



よくあるご質問

Q 第一種施設（介護保険施設及び介護医療院）に駐車している車の中で喫煙できますか。

A できません。敷地内を運行している車については、規制の対象となりませんが、駐車している車については規制の対象となり、喫煙禁止です。

Q 喫煙室の標識は決められたもの以外は使用できませんか。

A 必要事項が記入されていれば、オリジナルのものを使用させていただいて支障ありません。参考書式は厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。

Q 同じ建物に複数の施設がある場合はどのような規制になりますか。

A **第一種施設の中に第一種施設以外の施設がある場合**

施設内全てが第一種施設として、規制されます。

例) 病院の中に飲食店（食堂）等がある場合などは、飲食店部分も第一種施設の規制（原則敷地内禁煙）を適用します。

様々な施設が入る複合施設の場合

施設全体は第二種施設となり、第一種施設が入っている場所は第一種施設の規制を適用します。

例) 特別養護老人ホームには診療所（医務室）が入っていますが、特別養護老人ホーム全体は第二種施設となり、診療所（医務室）の場所は第一種施設となります。

Q 第二種施設の屋外など、喫煙禁止場所以外では自由にたばこを吸えますか。

A 喫煙禁止場所以外で喫煙するときも、周囲に人がいる場合は受動喫煙を生じさせないよう配慮してください。特に、保護者の方は自分の子どもを受動喫煙から守ってください。

なお、千葉市では路上喫煙等の規制があります（P9へ）ので、注意してください。

路上禁煙及びポイ捨て禁止について(参考)

たばこの火から歩行者等の安全を守るとともに、美しいまちづくりを推進することを目的とした「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 23 年 1 月 1 日施行）」により、屋外の公共の場所（道路、公園、駅前広場など）では路上喫煙をしないよう努めなければならない、ポイ捨てや取締り地区内での喫煙は禁止されております。これら禁止行為の違反は罰則の対象となりますので、ご注意ください。

【条例の概要】

- ・道路、公園など屋外の公共の場所では、指定された場所を除き、喫煙しないよう努める。
- ・取締り地区（JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区）の屋外の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。
- ・屋外の公共の場所では、回収容器その他の定められた場所以外の場所に空き缶やたばこの吸い殻等を捨ててはならない。

【罰則等】

対象行為	対象範囲	罰則等
路上喫煙等	屋外の公共の場所	過料の対象ではありませんが、喫煙しないよう努めなければなりません。
	取締り地区内	2,000円の過料が科されます。
ポイ捨て	屋外の公共の場所	2,000円の過料が科されます。

取締り地区の範囲等、詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/rojoukituenpoisue-boushi.html>

問合せ先：千葉市廃棄物対策課

TEL 043-245-5067



禁煙支援について(参考)

千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業

千葉市では、受動喫煙による妊婦と子どもの健康被害を防止するため、妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する喫煙者に対し、禁煙外来治療費の一部を助成します。

申請方法等詳細はホームページをご確認ください。

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/kinnenn.html>



受動喫煙対策支援事業のご紹介(令和元年度)

厚生労働省の支援事業

【受動喫煙防止対策助成金】

中小事業主が受動喫煙対策として、一定基準を満たす喫煙室等を設置する場合、費用の一部（助成率 1/2（飲食店の場合 2/3）、上限額 100 万円）について助成を受けることができます。

【受動喫煙防止対策に係る相談支援】

労働衛生コンサルタント等の専門家が、職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、相談・助言を行っています。

【受動喫煙防止対策に係る測定機器貸出】

職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸与を行っています。



各事業の詳細及び申込方法等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/kitsuen/

受動喫煙対策特設ホームページ（標識のダウンロードもできます。）

問合せ先：受動喫煙対策に係るコールセンター 03-5539-0303

ホームページ：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



お問合せ先

千葉市健康企画課受動喫煙対策室

TEL：043-245-5201

参考ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/judoukituen.html>

